



たのだが、表彰式を観覧するのを阻止されたので、再度、薬務課に苦情を述べにいったところ、男性職員1名、女性職員2名しかいなかった。課長、副課長はいなかった。

- (3) 薬務課監視・麻薬担当に、「私は〇〇などから違法捜査されているが、そちらも捜査はできるのか」と尋ねたら、「捜査機関と同じように裁判所で令状をとって捜査できる」と話していた。私について令状をとって捜査しているのかと聞いたが、「知らない」と述べていた。
- (4) 薬務課にも裁判所から令状が発布されていて、違法捜査をされていると確信しているので、請求に係る保有個人情報が存在しないためというのは、明らかな嘘であり、裁判所からの令状などの開示を求めて、異議申立てをする。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、次のとおりである。

##### 1 本件事案の概要について

平成21年11月11日付けで提出された本件請求に対し、実施機関が現に本件請求に係る個人情報を保有していないため、本件決定を行ったものである。

##### 2 本件決定の理由について

###### (1) 本件決定の根拠条文について

条例第15条第2号（「保有個人情報不存在」規定）に該当するため開示請求を拒否するものである。

###### (2) 本件決定の理由について

徳島県では保健福祉部薬務課に麻薬取締員2名が任命されている。

麻薬取締員とは、麻薬取締や薬物の不正ルートの解明などの薬物犯罪の捜査や正規麻薬（医療目的で許可を受けて合法的に使用される麻薬）の不正使用・横流し・盗難等の監視・捜査を行う任務につく都道府県の職員である。

通常、都道府県の薬事担当課の職員の内から、管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議の上で都道府県知事から任命される。

その職務は、麻薬取締官とは密接な協力関係にあり、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第56条でも協力関係が定められている。

そのため麻薬取締員は麻薬取締官と同様に麻薬及び向精神薬取締法により、特別司法警察職員としての権限が与えられている。

実施機関の監視・麻薬担当業務においては、麻薬取締員の身分の他に、薬事監視員の身分証明書、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員の証等が発令されている。いずれも、取扱業務所、病院等に対して、その業務に対して報告、立入、検査、質問等ができることを規定している。ただし、それらの権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないとされている。

監視・指導業務の対象は、業務所、病院診療所等、麻薬研究者等であり、業務に関係のない個人が監視・指導の対象となることはない。

通常、監視・指導という身分で業務を行っており、対象としているものが麻薬、覚せい剤という特別なものであるため、現場において、法に抵触するということも考えられる。そのために麻薬取締員という身分が必要になると考えている。

しかしながら、現に、実施機関には、監視・指導の対象として、個人が対象とならず、申出者からの請求に関する公文書が存在しないため、個人情報の開示請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象保有個人情報について

本件請求は、「裁判所から薬務課の職員などに発布された（私）〇〇〇〇に対する令状などの公文書」というものである。

また、異議申立書からは、異議申立人は捜査に関する書類の開示を求めているものと推測される記載が見受けられるものである。

したがって、当審査会は、本件対象保有個人情報として、「令状」及び「捜査に関する書類」と判断し、それぞれ条例に基づき検討を行っていくこととする。

### 2 基本的な考え方について

#### (1) 「決定に至る判断過程」について

一般的な「決定に至る判断過程」については、次のようなものである。

- ①まず、条例第44条（「適用除外」規定）に当たるかどうか。
- ②次に、条例第19条（「存否応答拒否」規定）に当たるかどうか。
- ③次に、条例第15条第2号（「保有個人情報不存在」規定）に当たるかどうか。
- ④最後に、条例第16条各号（「非開示情報」規定）に当たるかどうか。

#### (2) 条例について

##### ア 条例第44条第7項（「適用除外」規定）

「適用除外」規定に当たることとなると、条例第19条を含む、条例第2章第2節（開示、訂正及び利用停止（第13条～第41条））及び第3節（不服申立て（第42条・第43条））の規定が適用されなくなることから、条例の構成上、まず、「適用除外」規定の適用を検討すべきであると考えられる。

##### イ 条例第19条（「存否応答拒否」規定）

条例解釈運用基準では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該請求が第15条（開示請求の拒否）に該当するときを除き、対象とする保有個人情報を特定した上で、当該保有個人情報が第16条（開示義務）各号に規定された非開示情報に該当しない限り、開示決定を行わなければならない。」とした上で、「

例外的に、記録された内容のほかに保有個人情報の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって非開示情報の保護法益を侵害することになる場合が考えられる。条例第19条は、このような場合に対応するため、実施機関が保有個人情報の存否について回答を拒否できることとするものである。」としている。よって、「存否応答拒否」規定の適用を検討すべきであると考ええる。

ウ 条例第15条第2項（「保有個人情報不存在」規定）

上記「イ」のとおり、条例解釈運用基準では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該請求が第15条（開示請求の拒否）に該当するときを除き、対象とする保有個人情報を特定した上で、当該保有個人情報が第16条（開示義務）各号に規定された非開示情報に該当しない限り、開示決定を行わなければならない。」とされていることから、「非開示情報」規定の適用前に、「保有個人情報不存在」規定の適用を検討すべきであると考ええる。

エ 条例第16条各号（「非開示情報」規定）

条例第16条本文では、「実施機関は、開示請求があった場合には、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」とし、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が非開示情報に該当しない限り、開示する義務があることを定めている。

上記を踏まえ、本件事案について、その検討を行っていくこととする。

### 3 「適用除外」及び「存否応答拒否」規定について

(1) 「適用除外」規定について

ア 条例第44条第7項について

条例第44条第7項では、上記「2(2)ア」のとおり、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号（以下「行政機関個人情報保護法」という。））第4章の規定を適用しないとされる個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定し、「適用除外」となる個人情報における条例との調整等について、定めている。

イ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2第2項について

刑訴法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しない。」と規定し、条例解釈運用基準では、次のとおりとされている。

(ア) 「訴訟に関する書類」は、一般的な行政文書と異なり、独自の完結した体系的な開示制度等が整備されている。当該書類の中には、実施機関において保有

しているものもあることから、その開示制度等の趣旨を損なうことのないよう、本条例においても「適用除外」、としている。

- (イ) 「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれる、としている。

(2) 「存否応答拒否」規定について

条例第19条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定し、開示請求の拒否処分の一態様として、請求に係る個人情報の存否自体を明らかにすることによって非開示情報として保護すべき利益が害される場合、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めている。

(3) 「適用除外」と「存否応答拒否」規定の調整について

開示請求書の受付等、開示請求に当たっては、開示請求者が求める個人情報を適切に特定することに努めるものであるが、場合によっては、漠然とした請求内容となり、「請求内容自体で適用除外情報であること」と特定しきれないこともあり得る。

そのような漠然とした請求内容から、一部については適用除外情報に該当し、一部については存否応答拒否情報に該当すると考えられる場合、「適用除外」規定と「存否応答拒否」規定との調整が必要となる。

当審査会としては、基本的には、まず、不適法な開示請求などとして開示請求拒否の一つである「適用除外」規定を当て、その他については「存否応答拒否」規定を当てべきものとするが、請求内容が、条例第44条第7項に規定する「法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされる個人情報」に該当するか否か明確ではない漠然としたものであること、また「適用除外」は、その効果として、開示・非開示に及ばない点では「存否応答拒否」と変わるところがないことも考慮すると、「存否応答拒否」規定を当てることが不適切ではないと判断する。

- (4) 以下、本件対象保有個人情報である「令状」及び「捜査に関する書類」について、上記「適用除外」及び「存否応答拒否」規定の該当性について、その検討を行うこととする。

#### 4 「令状」について

##### (1) 「令状」について

ア 「令状」とは、逮捕状、差押状、勾引状、勾留状その他裁判官又は裁判所が発する書面で、人又は物に対する強制の処分を内容とするものである。

憲法第33条及び第35条は、現行犯人を逮捕する場合を除いて、逮捕、搜索又は押収を行うには、司法官憲が発する「令状」によらなければならない旨を定めている。

イ 刑訴法の定める令状としては、勾引状及び勾留状（同法第62条）、差押状及び搜索状（同法第106条）、逮捕状（同法第199条）、差押え、搜索又は検討のための令状及び身体検査令状（同法第218条）等がある。

ウ 刑訴法第199条第1項では「司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。」と規定され、同法第218条第1項では「司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官が発する令状により、差押、搜索又は検証をすることができる」と規定されている。

エ なお、麻薬取締員は、麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項、刑訴法第190条により、権限を与えられた特別司法警察職員である。

##### (2) 「適用除外」規定の該当性について

ア 条例第44条第7項について

上記「3(1)」のとおり、「刑訴法第53条の2第2項」に該当すれば、条例第44条第7項（「適用除外」規定）に該当することになることから、「令状」に係る「刑訴法第53条の2第2項」の該当性について、その検討を行うこととする。

イ 刑訴法第53条の2第2項について

「令状」は、司法警察職員である麻薬取締員が、犯罪捜査のため必要とし裁判官によって発付され、取得するものであり、上記「3(1)イ」の「被疑事件又は被告事件に関して取得された書類」に当たることから、刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものである。

##### (3) 「保有個人情報不存在」規定の該当性について

以上のとおり、実施機関においては「保有個人情報不存在」としているが、上記「(2)」のとおり、「令状」は、刑訴法第53条の2第2項に該当し、条例第44条第7項（「適用除外」規定）に該当するものである。

#### 5 「捜査に関する書類」について

##### (1) 「捜査に関する書類」について

実施機関においては、麻薬取締員の身分の他に、薬事監視員の身分証明書、麻薬

及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員の証等が発令されており、それに基づき、業務所、病院、診療所等の監視、指導業務を行っている。しかし、業務を端緒として、違法行為が予見できる場合、捜査が開始され、さまざまな捜査に関する書類を作成し、事件捜査を行うこととなる。

その他、裁判の終わった書類、証拠、裁判所からの証拠物件に関する処分に対する依頼文書等が考えられる。

(2) 「適用除外」規定の該当性について

ア 条例第44条第7項について

上記「3(1)」のとおり、「刑訴法第53条の2第2項」に該当すれば、条例第44条第7項（「適用除外」規定）に該当することになることから、「捜査に関する書類」に係る「刑訴法第53条の2第2項」の該当性について、その検討を行うこととする。

イ 刑訴法第53条の2第2項について

本件対象保有個人情報、は、「捜査に関する書類」であり、司法警察職員である麻薬取締員が、犯罪捜査のため作成、取得される書類であると認められる。

よって、通例では、「捜査に関する書類」は、「被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類」であり、刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると考えられる。

しかし、一方で、場合によれば、「捜査に関する書類」のうち一部については、刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当しない「その他捜査に関する書類」が存在すると認められる。

ウ 以上により、「捜査に関する書類」のうち、一部については、条例第44条第7項の「適用除外」に該当し、一部については、同項の「適用除外」に該当しないものである。

(3) 「存否応答拒否」規定の該当性について

次に、「捜査に関する書類」のうち、刑訴法第53条の2第2項の規定に該当しない「その他捜査に関する書類」について、「存否応答拒否」規定の該当性について、その検証を行うこととする。

「捜査に関する書類」は、条例第16条第7号に規定する「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するものである。

さらに、「捜査に関する書類」は、その情報の存否を答えることにより、上記非開示情報を開示することとなるものである。

したがって、「捜査に関する書類」のうち、刑訴法第53条の2第2項の規定に該当しない「その他捜査に関する書類」については、条例第19条の「存否応答拒否」規定に該当するものである。

(4) 「保有個人情報不存在」規定の該当性について

以上のとおり、実施機関においては「保有個人情報不存在」としているが、上記「(2)」及び「(3)」のとおり、「捜査に関する書類」は、一部については、条例第44条第7項の「適用除外」規定に該当し、他の一部については、条例第19条の「存否応答拒否」規定に該当すると判断する。

## 6 本件決定について

(1) 実施機関における本件決定の経緯

実施機関の説明によると、監視・麻薬担当業務を端緒として違法行為が予見できる場合、捜査が開始されるが、監視・指導は業務所、病院診療所等の業務に対して行うものであり、個人を対象とすることは通常想定していないとのことである。そのため、異議申立人に特定して文書を作成したことはなく、これまでの経緯から見ても、文書は存在しないとのことであり、「適用除外」及び「存否応答拒否」についても検討したが、本件請求の対象となる文書が不存在であるため、本件決定を行ったとのことである。

(2) 当審査会の判断

以上のとおり、実施機関は「請求に係る保有個人情報が存在しないため」との理由で本件決定を行っているが、異議申立人は「違法捜査をされており、裁判所からの令状などの開示を求め」異議申立てを行っている。実施機関は、通例として、監視・指導の対象が捜査の対象となることを念頭におき、異議申立人は監視・指導の対象ではなく、異議申立人に係る書類が存在しないことから、保有個人情報不存在規定を理由に本件決定を行ったものと窺える。

決定に至る具体的事情について理解できる部分はあるが、当審査会は、条例に照らし審議した結果、「令状」については、条例第44条第7項の「適用除外」規定に該当し、「捜査に関する書類」については、上記「3(3)」の「『適用除外』と『存否応答拒否』規定の調整」に照らし、漠然とした請求内容から、条例第19条の「存否応答拒否」規定に該当すると判断する。

当審査会としては、「開示請求を拒否する理由」は、上記理由によるべきであったと判断するが、本件決定は変わるものではないため、結論において妥当であると判断する。

## 7 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過



本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年12月25日	諮 問
平成22年 1月13日	実施機関からの理由説明書を受理
3月 5日	審 議 (第33回審査会)
4月12日	審 議 (第34回審査会)
5月17日	審 議 (第35回審査会)
6月23日	審 議 (第36回審査会)
7月14日	実施機関からの理由説明の聴取, 審議 (第37回審査会)
8月19日	審 議 (第38回審査会)
9月16日	審 議 (第39回審査会)
10月18日	審 議 (第40回審査会)
11月15日	審 議 (第41回審査会)
12月20日	審 議 (第42回審査会)